

令和 6 年 8 月 2 8 日

令和 6 年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥 羽 市 長

1	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・ ・ ・	1
2	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	・ ・ ・	3
3	鳥羽市国民健康保険条例	・ ・ ・	5
4	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例	・ ・ ・	6

新旧対照表

(件名) 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第28号)

改 正 案 (新)			現 行 (旧)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの	1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		地方税法 (昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの			地方税法 (昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80			

改 正 案 （新）			現 行 （旧）		
		号）による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの			
2 市長	鳥羽の定住応援事業奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	鳥羽の定住応援事業奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの

新旧対照表

(件名) 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(職員) 第29条 (略) 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
（職員） 第44条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略）	（職員） 第44条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略）
（職員） 第47条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略）	（職員） 第47条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略）

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
第10条 鳥羽市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第10条 鳥羽市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

新旧対照表

(件名) 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例 (平成18年条例第43号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(利用料金) 第12条 (略) 2 (略) <u>3 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> 4 (略)	(利用料金) 第12条 (略) 2 (略) <u>3 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったとき。</u> <u>(2) 使用期日前5日までに使用許可の取消しを届け出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。</u> 4 (略)